

田舎館村ホームページ有料広告の表示に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、田舎館村ホームページに掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いについて、田舎館村ホームページ有料広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第15条に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容等)

第2条 広告の内容は、田舎館村ホームページの公共性及び品位、信頼性を損なう恐れのないものとし、要綱第3条各号のいずれかに該当するものは、広告の対象としない。

2 法律、法律に基づく命令、条例、規則等に違反した者、村の指名停止措置等を受けている者等の広告は掲載できない。なお、広告の掲載中においてこれらに該当するに至った場合も同様とする。

3 国、地方公共団体その他公共団体が公用若しくは公共のために行う広報にあたるものについては、広告の対象としない。

(広告の禁止表現)

第3条 広告は、原則として次の各号に掲げる表現はこれを禁止する。

- (1) 村の情報と錯誤する恐れのある表現や画像の使用
- (2) ラジオボタン等のほか、「閉じる」、「キャンセル」等の表現により、閲覧者の意図に反した動きをしたり、誤解を与えたりする恐れがあるもの
- (3) テキストボックスやプルダウンメニュー等、実際には機能しないもの
- (4) その他広告の表現として適当でないと認められるもの

(広告の制限表現)

第4条 広告の表現や配色等で閲覧者に不快感を与える恐れがあると認められる場合は、その内容を制限することができる。

(広告の中止等)

第5条 村は、前3条に定める内容について、広告の掲載前に具体の判断をするものとし、必要に応じて当該広告の全部又は一部について掲載の中止や修正等を求めることができるものとする。この場合において、正当な理由が無く掲載の中止や修正等に応じないときは、当該広告の全部について掲載を停止するものとする。なお、掲載後において、当該広告に関し、前3条に定める内容について疑義が生じた場合も同様の対応が行えるものとする。

(広告の掲載順位)

第6条 広告の掲載を希望する者の広告掲載希望が重複した場合には、広告の掲載の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 第1順位 出資法人、指定管理者制度導入施設、公社、公団、公益法人及びそれに

類するもの

(2) 第2順位 公共的性格のある私企業で、村内に事業所等を有するもの

(3) 第3順位 前号に規定するもの以外の私企業または自営業で村内に事業所等を有するもの

(4) 第4順位 その他私企業または自営業等

2 前項の規定による順位が同じ広告が複数ある場合は、掲載希望期間の長いものを優先する。

3 前項の規定によっても、広告掲載希望者が要綱第4条に規定する枠数を超えるときは、抽選により決定するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年3月1日から施行する。